



(指定の更新に関する経過措置)

**第二十七条** 医療介護総合確保推進法附則第二十条第一項の規定により同項に規定する第六号新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたものとみなされた者の当該指定に係る医療介護総合確保推進法附則第二十条第一項に規定する第六号施行日後の最初の更新については、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十八条の十二において準用する同法第七十条の二第一項中「六年ごと」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第二十条第二項の規定によりその効力を失うものとされた第二十四条第一項本文の指定を受けた日（この項の規定による更新を受けた場合にあつては、直近の更新前のこの項の期間の満了の日の翌日）から起算して六年を経過する日まで」とする。

**附則 抄**

(施行期日)

**第一条** この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

**附則（平成二八年二月一九日政令第四五号）抄**

この政令は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。

**附則（平成二九年三月一七日政令第三六号）抄**

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。